

## 10 その他

### 10-1 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

No.	名称	指定日	拡大年月日	面積合計	崩壊による	最大高さ
				ha	被害棟数	m
1	三崎1丁目A区域	S45. 9. 11		1. 32	31	15
2	三崎1丁目B区域	S45. 9. 11	H6. 3. 31	0. 62	35	11
3	三崎4丁目区域	S45. 9. 11		0. 8	27	12
4	三崎5丁目区域	S45. 9. 11		1. 51	87	10
5	晴海町A区域	S45. 9. 11		0. 79	21	15
6	諏訪町区域	S45. 9. 11	H11. 3. 31	1. 88	54	25
7	海外町区域	S46. 3. 30		5. 88	70	15
8	白石町区域	S46. 3. 30		1. 17	15	10
9	晴海町B区域	S46. 3. 30	H22. 3. 16	3. 45	37	16
10	栄町区域	S46. 3. 30		2. 21	56	10
11	城ヶ島区域	S46. 5. 28	H17. 3. 1	5. 95	69	17
12	三崎5丁目B区域	S54. 3. 30		0. 57	35	10
13	小網代A区域	S54. 3. 30	H1. 3. 31	2. 45	35	20
14	松輪A区域	S54. 3. 30	H26. 2. 18	1. 46	20	15
15	小網代B区域	S55. 3. 25		3. 76	56	15
16	晴海町C区域	S55. 3. 25		1. 69	28	20
17	和田A区域	S56. 3. 10	H12. 3. 31	3. 77	42	12
18	和田B区域	S56. 3. 10		4. 59	25	15
19	松輪B区域	S57. 3. 31	H7. 3. 31	2. 44	22	26
20	松輪C区域	S57. 3. 31		2. 8	54	15
21	晴海町D区域	S58. 3. 31		0. 85	35	15
22	松輪D区域	S59. 3. 31		3. 64	39	15
23	松輪E区域	S60. 3. 30		3. 53	26	30
24	白石町B区域	S61. 3. 31		0. 66	21	18
25	向ヶ崎町A区域	S63. 3. 31		0. 76	30	22
26	松輪F区域	H3. 3. 30		1. 12	12	20
27	初声町下宮田区域	H4. 3. 31	H13. 3. 23	2. 19	32	20
28	金田岩浦区域	H5. 3. 31	H21. 7. 24	3. 39	18	26
29	向ヶ崎町B区域	H6. 3. 31		0. 29	12	12
30	松輪G区域	H6. 3. 31		0. 45	10	17
31	金田から池区域	H7. 3. 31		1. 86	22	30
32	金田仙神区域	H8. 3. 29		1. 18	16	35
33	和田竹ノ下区域	H8. 3. 29	H16. 2. 3	2. 99	15	19
34	菊名A区域	H11. 3. 31		0. 8	11	15
35	毘沙門区域	H12. 3. 31		1	7	20
36	岬陽町区域	H13. 3. 23		0. 3	7	10
37	向ヶ崎町C区域	H17. 3. 1		1. 09	38	16
38	毘沙門B区域	H17. 3. 29	H22. 4. 2	1. 36	10	30
39	金田鋒区域	H21. 3. 6		1. 72	21	17
40	上宮田区域	H25. 10. 1		0. 76	18	22
41	金田仙神B区域	H26. 1. 17		0. 48	14	16
42	和田竹ノ下B区域	H26. 12. 26		0. 77	7	19

## 10-2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所図



### 10-3 土砂災害警戒区域一覧表

番号	区域名称	所在地	区域番号	指定区分	指定年月日
1	南下浦町上宮田1	南下浦町上宮田及び初声町高田坊	210-H21-0101	警戒区域	H24. 1. 31
2	南下浦町上宮田2	南下浦町上宮田及び初声町下宮田	210-H21-0102	警戒区域	H24. 1. 31
3	南下浦町上宮田3	南下浦町上宮田	210-H21-0103	警戒区域	H24. 1. 31
4	南下浦町上宮田4	南下浦町上宮田	210-H21-0104	警戒区域	H24. 1. 31
5	南下浦町上宮田5	南下浦町上宮田	210-H21-0105	警戒区域	H24. 1. 31
6	南下浦町上宮田6	南下浦町上宮田	210-H21-0106	警戒区域	H24. 1. 31
7	南下浦町上宮田7	南下浦町上宮田	210-H21-0107	警戒区域	H24. 1. 31
8	南下浦町上宮田8	南下浦町上宮田	210-H21-0108	警戒区域	H24. 1. 31
9	南下浦町上宮田9	南下浦町上宮田	210-H21-0109	警戒区域	H24. 1. 31
10	南下浦町上宮田10	南下浦町上宮田	210-H21-0110	警戒区域	H24. 1. 31
11	南下浦町上宮田11	南下浦町上宮田及び初声町下宮田	210-H21-0111	警戒区域	H24. 1. 31
12	南下浦町上宮田12	南下浦町上宮田	210-H21-0112	警戒区域	H24. 1. 31
13	南下浦町上宮田13	南下浦町上宮田	210-H21-0113	警戒区域	H24. 1. 31
14	南下浦町上宮田14	南下浦町上宮田	210-H21-0114	警戒区域	H24. 1. 31
15	南下浦町上宮田15	南下浦町上宮田及び南下浦町菊名	210-H21-0115	警戒区域	H24. 1. 31
16	南下浦町菊名1	南下浦町菊名及び初声町下宮田	210-H21-0201	警戒区域	H24. 1. 31
17	南下浦町菊名2	南下浦町菊名	210-H21-0202	警戒区域	H24. 1. 31
18	南下浦町菊名3	南下浦町菊名	210-H21-0203	警戒区域	H24. 1. 31
19	南下浦町菊名4	南下浦町菊名	210-H21-0204	警戒区域	H24. 1. 31
20	南下浦町菊名5	南下浦町菊名	210-H21-0205	警戒区域	H24. 1. 31
21	南下浦町菊名6	南下浦町菊名	210-H21-0206	警戒区域	H24. 1. 31
22	南下浦町菊名7	南下浦町菊名及び南下浦町上宮田	210-H21-0207	警戒区域	H24. 1. 31
23	南下浦町菊名8	南下浦町菊名	210-H21-0208	警戒区域	H24. 1. 31
24	南下浦町菊名9	南下浦町菊名	210-H21-0209	警戒区域	H24. 1. 31
25	南下浦町菊名10	南下浦町菊名及び南下浦町金田	210-H21-0210	警戒区域	H24. 1. 31
26	南下浦町菊名11	南下浦町菊名	210-H21-0211	警戒区域	H24. 1. 31
27	南下浦町菊名12	南下浦町菊名及び南下浦町金田	210-H21-0212	警戒区域	H24. 1. 31
28	初声町下宮田1	初声町下宮田及び初声町入江	210-H21-0601	警戒区域	H24. 1. 31
29	初声町下宮田2	初声町下宮田	210-H21-0602	警戒区域	H24. 1. 31
30	初声町下宮田3	初声町下宮田及び初声町和田	210-H21-0603	警戒区域	H24. 1. 31
31	初声町下宮田4	初声町下宮田	210-H21-0604	警戒区域	H24. 1. 31
32	初声町下宮田5	初声町下宮田及び南下浦町上宮田	210-H21-0605	警戒区域	H24. 1. 31
33	初声町下宮田6	初声町下宮田	210-H21-0606	警戒区域	H24. 1. 31
34	初声町下宮田7	初声町下宮田	210-H21-0607	警戒区域	H24. 1. 31
35	初声町下宮田8	初声町下宮田	210-H21-0608	警戒区域	H24. 1. 31
36	初声町下宮田9	初声町下宮田	210-H21-0609	警戒区域	H24. 1. 31
37	初声町下宮田10	初声町下宮田	210-H21-0610	警戒区域	H24. 1. 31
38	初声町下宮田11	初声町下宮田	210-H21-0611	警戒区域	H24. 1. 31
39	初声町下宮田12	初声町下宮田	210-H21-0612	警戒区域	H24. 1. 31
40	初声町下宮田13	初声町下宮田及び南下浦町上宮田	210-H21-0613	警戒区域	H24. 1. 31
41	初声町下宮田14	初声町下宮田	210-H21-0614	警戒区域	H24. 1. 31
42	初声町下宮田15	初声町下宮田	210-H21-0615	警戒区域	H24. 1. 31
43	初声町下宮田16	初声町下宮田	210-H21-0616	警戒区域	H24. 1. 31
44	初声町下宮田17	初声町下宮田及び南下浦町菊名	210-H21-0617	警戒区域	H24. 1. 31
45	初声町下宮田18	初声町下宮田	210-H21-0618	警戒区域	H24. 1. 31
46	初声町三戸1	初声町三戸及び初声町下宮田	210-H21-0701	警戒区域	H24. 1. 31
47	初声町三戸2	初声町三戸	210-H21-0702	警戒区域	H24. 1. 31
48	初声町三戸3	初声町三戸	210-H21-0703	警戒区域	H24. 1. 31
49	初声町三戸4	初声町三戸	210-H21-0704	警戒区域	H24. 1. 31
50	初声町三戸5	初声町三戸	210-H21-0705	警戒区域	H24. 1. 31

番号	区域名称	所在地	区域番号	指定区分	指定年月日
51	初声町三戸6	初声町三戸及び三崎町小網代	210-H21-0706	警戒区域	H24.1.31
52	初声町三戸7	初声町三戸及び初声町下宮田	210-H21-0707	警戒区域	H24.1.31
53	初声町三戸8	初声町三戸	210-H21-0708	警戒区域	H24.1.31
54	初声町三戸9	初声町三戸	210-H21-0709	警戒区域	H24.1.31
55	初声町三戸10	初声町三戸及び三崎町小網代	210-H21-0710	警戒区域	H24.1.31
56	初声町三戸11	初声町三戸及び初声町下宮田	210-H21-0711	警戒区域	H24.1.31
57	初声町和田1	初声町和田	210-H21-0901	警戒区域	H24.1.31
58	初声町和田2	初声町和田	210-H21-0902	警戒区域	H24.1.31
59	初声町和田3	初声町和田	210-H21-0903	警戒区域	H24.1.31
60	初声町和田4	初声町和田	210-H21-0904	警戒区域	H24.1.31
61	初声町和田5	初声町和田	210-H21-0905	警戒区域	H24.1.31
62	初声町和田6	初声町和田及び初声町入江	210-H21-0906	警戒区域	H24.1.31
63	初声町和田7	初声町和田	210-H21-0907	警戒区域	H24.1.31
64	初声町和田8	初声町和田	210-H21-0908	警戒区域	H24.1.31
65	初声町和田9	初声町和田	210-H21-0909	警戒区域	H24.1.31
66	初声町和田10	初声町和田	210-H21-0910	警戒区域	H24.1.31
67	初声町和田11	初声町和田及び初声町高円坊	210-H21-0911	警戒区域	H24.1.31
68	初声町和田12	初声町和田	210-H21-0912	警戒区域	H24.1.31
69	初声町和田13	初声町和田	210-H21-0913	警戒区域	H24.1.31
70	初声町和田14	初声町和田	210-H21-0914	警戒区域	H24.1.31
71	初声町和田15	初声町和田	210-H21-0915	警戒区域	H24.1.31
72	初声町和田16	初声町和田	210-H21-0916	警戒区域	H24.1.31
73	初声町高円坊1	初声町高円坊	210-H21-1001	警戒区域	H24.1.31
74	初声町高円坊2	初声町高円坊	210-H21-1002	警戒区域	H24.1.31
75	初声町高円坊3	初声町高円坊	210-H21-1003	警戒区域	H24.1.31
76	初声町高円坊4	初声町高円坊	210-H21-1004	警戒区域	H24.1.31
77	初声町高円坊5	初声町高円坊	210-H21-1005	警戒区域	H24.1.31
78	初声町高円坊6	初声町高円坊	210-H21-1006	警戒区域	H24.1.31
79	初声町高円坊7	初声町高円坊	210-H21-1007	警戒区域	H24.1.31
80	初声町高円坊8	初声町高円坊	210-H21-1008	警戒区域	H24.1.31
81	初声町高円坊9	初声町高円坊	210-H21-1009	警戒区域	H24.1.31
82	初声町高円坊10	初声町高円坊	210-H21-1010	警戒区域	H24.1.31
83	南下浦町金田1	南下浦町金田	210-H21-0301	警戒区域	H24.1.31
84	南下浦町金田2	南下浦町金田	210-H21-0302	警戒区域	H24.1.31
85	南下浦町金田3	南下浦町金田及び南下浦町松輪	210-H21-0303	警戒区域	H24.1.31
86	南下浦町金田4	南下浦町金田	210-H21-0304	警戒区域	H24.1.31
87	南下浦町金田5	南下浦町金田	210-H21-0305	警戒区域	H24.1.31
88	南下浦町金田6	南下浦町金田及び南下浦町松輪	210-H21-0306	警戒区域	H24.1.31
89	南下浦町金田7	南下浦町金田	210-H21-0307	警戒区域	H24.1.31
90	南下浦町金田8	南下浦町金田	210-H21-0308	警戒区域	H24.1.31
91	南下浦町金田9	南下浦町金田	210-H21-0309	警戒区域	H24.1.31
92	南下浦町金田10	南下浦町金田	210-H21-0310	警戒区域	H24.1.31
93	南下浦町金田11	南下浦町金田	210-H21-0311	警戒区域	H24.1.31
94	南下浦町金田12	南下浦町金田及び三崎町六合	210-H21-0312	警戒区域	H24.1.31
95	南下浦町金田13	南下浦町金田	210-H21-0313	警戒区域	H24.1.31
96	南下浦町金田14	南下浦町金田	210-H21-0314	警戒区域	H24.1.31
97	南下浦町金田15	南下浦町金田及び南下浦町菊名	210-H21-0315	警戒区域	H24.1.31
98	南下浦町金田16	南下浦町金田	210-H21-0316	警戒区域	H24.1.31
99	南下浦町金田17	南下浦町金田	210-H21-0317	警戒区域	H24.1.31
100	南下浦町松輪1	南下浦町松輪	210-H21-0401	警戒区域	H24.1.31

番号	区域名称	所在地	区域番号	指定区分	指定年月日
101	南下浦町松輪2	南下浦町松輪	210-H21-0402	警戒区域	H24. 1. 31
102	南下浦町松輪3	南下浦町松輪	210-H21-0403	警戒区域	H24. 1. 31
103	南下浦町松輪4	南下浦町松輪及び南下浦町金田	210-H21-0404	警戒区域	H24. 1. 31
104	南下浦町松輪5	南下浦町松輪	210-H21-0405	警戒区域	H24. 1. 31
105	南下浦町松輪6	南下浦町松輪及び南下浦町毘沙門	210-H21-0406	警戒区域	H24. 1. 31
106	南下浦町松輪7	南下浦町松輪	210-H21-0407	警戒区域	H24. 1. 31
107	南下浦町毘沙門1	南下浦町毘沙門	210-H21-0501	警戒区域	H24. 1. 31
108	南下浦町毘沙門2	南下浦町毘沙門	210-H21-0502	警戒区域	H24. 1. 31
109	南下浦町毘沙門3	南下浦町毘沙門	210-H21-0503	警戒区域	H24. 1. 31
110	南下浦町毘沙門4	南下浦町毘沙門	210-H21-0504	警戒区域	H24. 1. 31
111	南下浦町毘沙門5	南下浦町毘沙門	210-H21-0505	警戒区域	H24. 1. 31
112	南下浦町毘沙門6	南下浦町毘沙門	210-H21-0506	警戒区域	H24. 1. 31
113	南下浦町毘沙門7	南下浦町毘沙門	210-H21-0507	警戒区域	H24. 1. 31
114	南下浦町毘沙門8	南下浦町毘沙門	210-H21-0508	警戒区域	H24. 1. 31
115	南下浦町毘沙門9	南下浦町毘沙門	210-H21-0509	警戒区域	H24. 1. 31
116	南下浦町毘沙門10	南下浦町毘沙門及び三崎町六合	210-H21-0510	警戒区域	H24. 1. 31
117	南下浦町毘沙門11	南下浦町毘沙門	210-H21-0511	警戒区域	H24. 1. 31
118	南下浦町毘沙門12	南下浦町毘沙門	210-H21-0512	警戒区域	H24. 1. 31
119	南下浦町毘沙門13	南下浦町毘沙門	210-H21-0513	警戒区域	H24. 1. 31
120	南下浦町毘沙門14	南下浦町毘沙門	210-H21-0514	警戒区域	H24. 1. 31
121	南下浦町毘沙門15	南下浦町毘沙門	210-H21-0515	警戒区域	H24. 1. 31
122	南下浦町毘沙門16	南下浦町毘沙門及び三崎町六合	210-H21-0516	警戒区域	H24. 1. 31
123	南下浦町毘沙門17	南下浦町毘沙門	210-H21-0517	警戒区域	H24. 1. 31
124	南下浦町毘沙門18	南下浦町毘沙門	210-H21-0518	警戒区域	H24. 1. 31
125	南下浦町毘沙門19	南下浦町毘沙門	210-H21-0519	警戒区域	H24. 1. 31
126	三崎町六合1	三崎町六合	210-H21-1201	警戒区域	H24. 1. 31
127	三崎町六合2	三崎町六合	210-H21-1202	警戒区域	H24. 1. 31
128	三崎町六合3	三崎町六合、宮川町、岬陽町及び南下浦町毘沙門	210-H21-1203	警戒区域	H24. 1. 31
129	三崎町六合4	三崎町六合、宮川町及び南下浦町毘沙門	210-H21-1204	警戒区域	H24. 1. 31
130	三崎町六合5	三崎町六合	210-H21-1205	警戒区域	H24. 1. 31
131	三崎町六合6	三崎町六合	210-H21-1206	警戒区域	H24. 1. 31
132	三崎町六合7	三崎町六合	210-H21-1207	警戒区域	H24. 1. 31
133	三崎町六合8	三崎町六合	210-H21-1208	警戒区域	H24. 1. 31
134	三崎町六合9	三崎町六合	210-H21-1209	警戒区域	H24. 1. 31
135	三崎町六合10	三崎町六合	210-H21-1210	警戒区域	H24. 1. 31
136	岬陽町1	岬陽町及び宮川町	210-H21-1301	警戒区域	H24. 1. 31
137	岬陽町2	岬陽町及び宮川町	210-H21-1302	警戒区域	H24. 1. 31
138	原町1	原町、三崎町諸磯及び三崎町小網代	210-H21-1401	警戒区域	H24. 1. 31
139	三崎町諸磯1	三崎町諸磯及び三崎町小網代	210-H21-1501	警戒区域	H24. 1. 31
140	三崎町諸磯2	三崎町諸磯	210-H21-1502	警戒区域	H24. 1. 31
141	三崎町諸磯3	三崎町諸磯	210-H21-1503	警戒区域	H24. 1. 31
142	三崎町諸磯4	三崎町諸磯	210-H21-1504	警戒区域	H24. 1. 31
143	三崎町諸磯5	三崎町諸磯	210-H21-1505	警戒区域	H24. 1. 31
144	三崎町諸磯6	三崎町諸磯及び尾上町	210-H21-1506	警戒区域	H24. 1. 31
145	三崎町諸磯7	三崎町諸磯、海外町及び尾上町	210-H21-1507	警戒区域	H24. 1. 31
146	三崎町諸磯8	三崎町諸磯	210-H21-1508	警戒区域	H24. 1. 31
147	三崎町小網代1	三崎町小網代及び初声町三戸	210-H21-1601	警戒区域	H24. 1. 31
148	三崎町小網代2	三崎町小網代、初声町三戸及び初声町下宮田	210-H21-1602	警戒区域	H24. 1. 31
149	三崎町小網代3	三崎町小網代及び南下浦町金田	210-H21-1603	警戒区域	H24. 1. 31
150	三崎町小網代4	三崎町小網代及び南下浦町金田	210-H21-1604	警戒区域	H24. 1. 31

番号	区域名称	所在地	区域番号	指定区分	指定年月日
151	三崎町小網代5	三崎町小網代	210-H21-1605	警戒区域	H24. 1. 31
152	三崎町小網代6	三崎町小網代	210-H21-1606	警戒区域	H24. 1. 31
153	三崎町小網代7	三崎町小網代及び三崎町諸磯	210-H21-1607	警戒区域	H24. 1. 31
154	三崎町小網代8	三崎町小網代	210-H21-1608	警戒区域	H24. 1. 31
155	三崎町小網代9	三崎町小網代	210-H21-1609	警戒区域	H24. 1. 31
156	宮川町1	宮川町、三崎町六合及び向ヶ崎町	210-H21-1701	警戒区域	H24. 1. 31
157	宮川町2	宮川町及び三崎町六合	210-H21-1702	警戒区域	H24. 1. 31
158	晴海町1	晴海町及び向ヶ崎町	210-H21-1801	警戒区域	H24. 1. 31
159	向ヶ崎町1	向ヶ崎町、宮川町、諏訪町及び晴海町	210-H21-1901	警戒区域	H24. 1. 31
160	向ヶ崎町2	向ヶ崎町及び宮川町	210-H21-1902	警戒区域	H24. 1. 31
161	城山町1	城山町、栗町、諏訪町及び二崎1丁目	210-H21-2101	警戒区域	H24. 1. 31
162	城山町2	城山町及び東岡町	210-H21-2102	警戒区域	H24. 1. 31
163	栄町1	栄町、岬陽町、城山町、諏訪町及び宮川町	210-H21-2201	警戒区域	H24. 1. 31
164	三崎町城ヶ島1	三崎町城ヶ島	210-H21-2301	警戒区域	H24. 1. 31
165	天神町1	天神町	210-H21-2401	警戒区域	H24. 1. 31
166	東岡町1	東岡町、海外町、天神町及び三崎4丁目	210-H21-2501	警戒区域	H24. 1. 31
167	三崎1丁目1	三崎1丁目、三崎4丁目及び城山町	210-H21-2601	警戒区域	H24. 1. 31
168	三崎1丁目2	三崎1丁目、三崎4丁目及び三崎4丁目	210-H21-2602	警戒区域	H24. 1. 31
169	三崎3丁目1	三崎3丁目	210-H21-2603	警戒区域	H24. 1. 31
170	三崎4丁目1	三崎1丁目、三崎2丁目、三崎3丁目、三崎4丁目、東岡町及び白石町	210-H21-2604	警戒区域	H24. 1. 31
171	三崎5丁目1	三崎5丁目及び白石町	210-H21-2605	警戒区域	H24. 1. 31
172	三崎5丁目2	三崎5丁目及び白石町	210-H21-2606	警戒区域	H24. 1. 31
173	三崎5丁目3	三崎5丁目	210-H21-2607	警戒区域	H24. 1. 31
174	白石町1	白石町、海外町及び三崎5丁目	210-H21-2701	警戒区域	H24. 1. 31
175	白石町2	白石町、三崎4丁目及び三崎5丁目	210-H21-2702	警戒区域	H24. 1. 31
176	海外町1	海外町、尾上町及び天神町	210-H21-2801	警戒区域	H24. 1. 31
177	海外町2	海外町及び白石町	210-H21-2802	警戒区域	H24. 1. 31
178	尾上町1	尾上町、三崎町諸磯及び海外町	210-H21-2901	警戒区域	H24. 1. 31

\* 告示図書は、神奈川県県土整備局河川砂防部砂防海岸課、神奈川県横須賀土木事務所及び三浦市都市環境部土木課において縦覧することができます。



10-4 土砂災害警戒区域図



### 10-5 砂防指定地一覽

水系	幹川系	溪流名	起点 (上流端)	終点 (下流端)	告示
狭塚川	狭塚川 1	狭塚川①	宮川町 2-14	諏訪町 9-2	S 35. 9. 16 No. 2004
〃	狭塚川 2	狭塚川②	宮川町 5-39	宮川町 2-14	S 49. 4. 3 No. 534



10-6 準防火地域指定図



準防火地域

決定年月日 告示番号	位置	面積
昭和45年12月25日 三浦市告示第21号	三崎1丁目、三崎2丁目、三崎3丁目、三崎4丁目、 三崎5丁目、城山町、東岡町、白石町の各一部	約14ha

## 10-7 過去の浸水被害状況

(昭和50年度～平成30年度)

年別	月 日	災害種別	被害概要
S50	7月4日	大雨	*初声入江一帯床下浸水 20棟 *三崎町諸磯白須市営住宅一帯床下浸水 30棟 *宮川町宮川橋付近床下浸水 5棟
S51	10月9日	大雨	*三崎町諸磯白須市営住宅一帯床下浸水 40棟 *宮川町宮川橋付近床下浸水 5棟
S54	4月8日	大雨	*初声入江一帯床下浸水 20棟
S56	10月22日	台風24号	*初声入江一帯床下浸水 4棟 *三崎町諸磯白須市営住宅一帯床上浸水 50棟 *宮川町床下浸水 10棟
H2	9月30日	台風20号	*初声入江一帯床下浸水 6棟
H4	10月9日	大雨	*初声入江一帯床上浸水 5棟、床下浸水 18棟 *三崎町諸磯白須市営住宅一帯床上浸水 51棟
H5	7月5日	大雨	*初声入江一帯店舗内浸水 5棟、床下浸水 7棟
H6	11月18日	大雨	*初声入江地区 床上浸水 1棟
H8	9月22日	台風17号	*初声入江地区 床下浸水 1棟
H14	9月11日	台風15号	*栄町地区 床下浸水 1棟
H21	10月7日	台風18号	*市営松輪住宅地区 床下浸水 10棟
H25	10月16日	台風26号	*初声入江地区 浸水 3棟 *金田地区 床下浸水 3棟 *諸磯 床下浸水 1棟
H26	10月5日	台風18号	*小網代地区 床上浸水 1棟
H29	9月28日	大雨	*床下浸水 18棟 *床上浸水 28棟
	10月22日	台風21号	*床上浸水 5棟

## 10-8 危険物施設別貯蔵一覧

設別	区分	施設数	最大貯蔵量 (ℓ)			
			第一石油類	第二石油類	第三石油類	第四石油類
貯蔵所	屋内	10	1,500	1,800	10,000	37,400
	屋外タンク	10	0	472,900	1,890,000	0
	屋内タンク	1	0	0	20,000	0
	地下タンク	28	0	107,200	77,250	0
	簡易タンク	2	1,800	0	0	0
	移動タンク	15	0	21,700	29,760	0
	屋外	2	0	0	18,000	20,000
	小計	68	3,300	603,600	2,045,010	57,400
取扱所	給油	16	248,740	88,800	2000	0
	移送	1	0	0	460,000	0
	一般	10	0	56,973	254,000	0
	小計	27	248,740	145,773	716,000	0
合計	95	252,040	749,373	2,761,010	57,400	

\*小数点以下四捨五入

## 10-9 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 対象事業所数

高圧ガス保安法		液化石油ガス法		
販売事業所	貯蔵所 (第二種)	販売事業所	特定液化石油ガス 設備工事事業所	認定保安機関事業 所
6	0	13	22	13

## 10-10 ライフライン関係事業所者等

別種	液化石油ガス		都市ガス	
	販売事業所数	消費者数	事業所数	消費者数
	13	14,585	0	3,390

### 10-11 高压ガス保安法対象事業所数

製造事業所	一般則		一般・液石則		液石則		冷凍則		販売事業所	販売事業所				第二種貯蔵所		
	一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	二種		一般	一般液石	液石	冷凍	一般	一般液石	液石
	0	16	0	0	0	1	3	21		26	1	5	0	1	0	0

### 10-12 火薬類取締法対象事業所数

種別	火薬類製造所	火薬類販売所	火薬庫	庫外貯蔵庫
	0	2	0	2

### 10-13 毒物・劇物届出事業所数

種別	製造業	輸入業	販売業	業務上取り扱い者		
				電気めっき業	金属熱処理業	運送業
				0	0	23

## 10-14 防災隊・婦人消防隊結成区一覧

### (1) 三崎地区

区 名	防災隊結成年月	隊員数 (人)	婦人消防隊 結成年月	隊員数 (人)
東 岡	昭和47年 8月	4 9	平成6年 7月	1 1
西 浜	昭和48年 1月	4 0		
上 橋	昭和48年 9月	3 2		
仲 崎	昭和48年 11月	7 5		
宮 城	昭和50年 5月	3 5		
原	昭和50年 7月	5 5		
宮 川	昭和50年 7月	5 2		
小 網 代	昭和50年 11月	2 3		
海 南	昭和51年 10月	2 2		
海 外	昭和51年 11月	8 6		
向 ケ 崎	昭和52年 1月	1 7 6		
城 ケ 島	昭和52年 7月	1 0 9		
諸 磯 (浜)	昭和53年 2月	3 1		
花 暮	昭和54年 9月	1 5		
入 船	昭和57年 9月	2 4		
白 石	昭和58年 3月	4 2		
西 野	昭和59年 2月	3 0		
田 中	平成元年 8月	6 5	平成7年 8月 (現在廃止)	
日 の 出	平成3年 8月	9 5		
金 原	平成4年 8月	1 8		
尾 上	平成7年 7月	6 5		
油壺 若草	平成7年 12月	6 2		
通 り 矢	平成8年 2月	6 1		
諏 訪	平成14年 4月	4 1		
金 原 西	平成20年 4月	9 0		
三崎地区 計	2 5 区	1, 3 9 3	1 組織	1 1

(2) 南下浦地区

区名	防災隊結成年月	隊員数(人)	婦人消防隊結成年月	隊員数(人)
菊名	昭和50年1月	22		
毘沙門	昭和50年8月	60		
上宮田4区	昭和51年3月	22		
大乗	昭和51年6月	44		
上宮田3区	昭和52年7月	14		
上宮田1区	昭和57年5月	48		
上宮田5区	昭和57年9月	49		
上宮田2区	昭和58年6月	51	平成5年10月(休止中)	
上宮田7区	昭和61年6月	27		
上宮田6区	平成4年9月	20		
松輪	平成5年1月	75		
金田	平成19年7月	120		
上宮田8区	平成21年6月	18		
南下浦地区計 13区		570		0

(3) 初声地区

区名	防災隊結成年月	隊員数(人)	婦人消防隊結成年月	隊員数(人)
矢作	昭和47年8月	57		
三戸神田	昭和48年9月	20		
黒崎	昭和48年9月	135		
下宮田神田	昭和48年9月	29		
三戸北	昭和48年10月	51		
三戸谷戸上	昭和48年10月	14		
高円坊東	昭和49年7月	9		
高円坊西	昭和49年7月	19		
赤羽根	昭和50年6月	49	平成5年9月	6
飯森	昭和50年9月	158		
引橋	昭和51年4月	36		
竹ノ下	昭和51年5月	28		
和田の里	昭和58年7月	42		
入江	昭和62年9月	15		
元屋敷	平成7年6月	60		
杓形	平成8年9月	37		
飯森中	平成8年9月	153		
三崎口仲田	平成16年4月	12		
初声地区計 18区		924	1組織	6

防災隊結成区 合計：54区(平成29年に上橋、海南、西野が統合) 2,887名  
 婦人消防隊結成区 合計：4組織(現在は2地区のみ) 17名



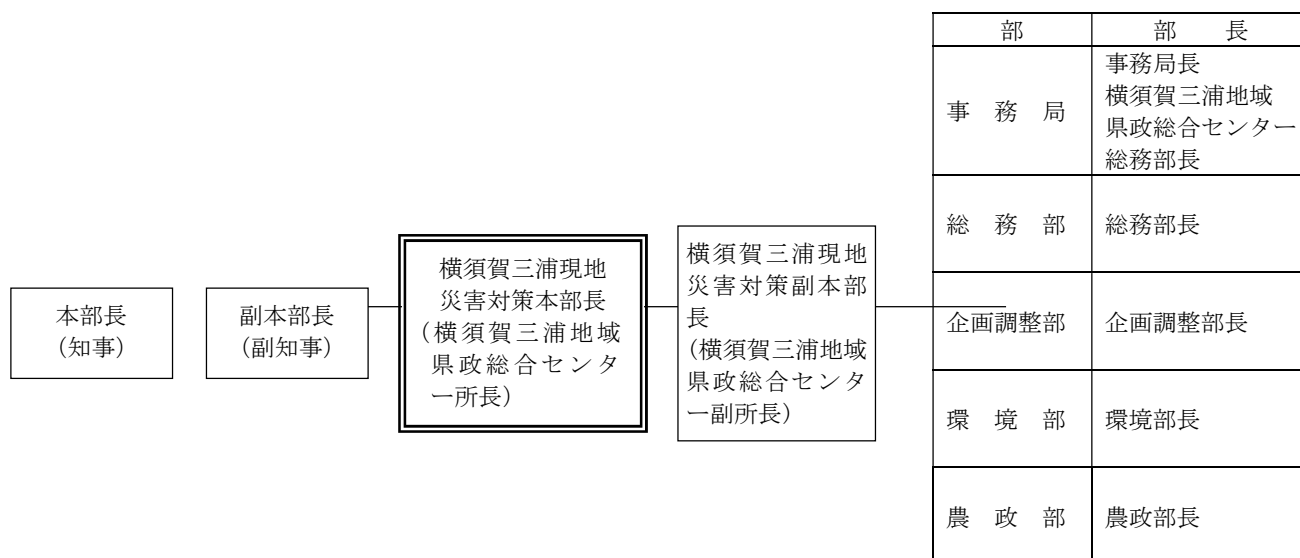
10-15 応急教育の実施場所一覧

被災校	実施場所	備考
三浦市立三崎小学校	三浦市立旧三崎中学校	
三浦市立岬陽小学校	三浦市立三崎小学校	
三浦市立名向小学校	三浦市立岬陽小学校	
三浦市立南下浦小学校	三浦市立南下浦中学校	
三浦市立上宮田小学校	三浦市立旭小学校	
三浦市立旭小学校	三浦市立上宮田小学校	
三浦市立剣崎小学校	三浦市立南下浦小学校	
三浦市立初声小学校	三浦市立初声中学校	
三浦市立南下浦中学校	三浦市立上宮田小学校	
三浦市立初声中学校	三浦市立初声小学校	
三浦市立三崎中学校	三浦市立岬陽小学校	

# 11 神奈川県機関の防災業務の要約

## 11-1 横須賀三浦地域県政総合センター (横須賀三浦現地災害対策本部)

災害対策本部等の組織



横須賀三浦現地災害対策本部 部別分担業務

部等の名称		構成機関等の名称	分 担 業 務
事務局	総務班	横須賀三浦地域 県政総合センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災行政通信網等情報連絡手段の維持管理に関する事</li> <li>2 応急対策活動用車両の確保及び配車に関する事</li> <li>3 配備要員の動員及び派遣等調整に関する事</li> <li>4 防災資機材の貸出業務に関する事</li> <li>5 緊急通行車両の申請確認手続きに関する事</li> <li>6 職員の応急宿舎・食料・燃料等の調達に関する事</li> <li>7 負傷者の応急手当に関する事</li> <li>8 避難住民の対応に関する事</li> <li>9 被災住宅の再建支援相談に関する事</li> <li>10 横須賀合同庁舎の建物・設備の維持管理に関する事</li> <li>11 文書の收受、発送及び保存に関する事</li> <li>12 予算の経理に関する事</li> <li>13 帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営に関する事</li> <li>14 職員の出勤状況の把握と安否確認に関する事</li> </ol>
	連絡調整班		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管区域内の被害状況、災害応急対策実施状況等の把握及び県災害対策本部への報告に関する事</li> <li>2 所管区域内における応援部隊活動拠点及び物資受入拠点に係る市町等との調整に関する事</li> <li>3 所管区域内の市町の支援ニーズの把握及び県災害対策本部への報告に関する事</li> <li>4 現地災害対策本部の各部が行う災害応急対策の連携及び協力に関する事</li> <li>5 所管区域内の市町及び関係機関等との連絡調整に関する事</li> <li>6 所管区域外からの災害応急支援要請に係る調整に関する事</li> <li>7 原子力施設による災害発生時の要員派遣に関する事</li> <li>8 その他必要な災害応急対策に関する事【市町連絡員】</li> </ol> <p>【市町連絡員】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内市町の被害状況等の収集、取りまとめ及び報告に関する事</li> </ol> <p>【広域防災活動備蓄拠点担当】(鎌倉三浦地域児童相談所)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域防災活動備蓄拠点の開設に関する事</li> <li>2 自衛隊等の応援部隊への防災資機材の貸出しに関する事</li> <li>3 ヘリコプター臨時離着陸場(不入斗公園)の運営の応援に関する事</li> </ol>
	広域防災活動拠点班 (横須賀工業高等学校)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域防災活動拠点の開設・運営に関する事</li> <li>① 広域防災活動拠点の開設</li> <li>② 市町等への防災資機材の貸出し</li> <li>③ 拠点内貯水槽の管理及び応急給水設備の運用</li> <li>④ 救援物資の受入・集積・配分</li> <li>⑤ 国及び他県等からの応援部隊の受入</li> </ol> <p>【ヘリコプター臨時離着陸場担当】(不入斗公園)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ヘリコプター臨時離着陸場の開設・運営に関する事</li> </ol>

部等の名称	構成機関等の名称	分担業務
総務部	横須賀三浦地域 県政総合センター (総務部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ボランティアとの連携に関すること</li> <li>2 災害時における臨時県民相談等に関すること</li> <li>3 その他他部の業務に属さない業務に関すること</li> </ol>
企画調整部	横須賀三浦地域 県政総合センター (企画調整部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害広報活動の実施に関すること</li> <li>2 管内商工業の被害調査に関すること</li> <li>3 中小企業に対する被害融資の相談に関すること</li> <li>4 観光施設の被害調査に関すること</li> <li>5 現地災害対策本部事務局の業務の応援に関すること</li> </ol>
環境部	横須賀三浦地域 県政総合センター (環境部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物関連施設被害状況把握に関すること</li> <li>2 有害物質の流出並びに有害ガスの放出による公害の発生に係る 情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること（公害関係事故 等発生時の調査・改善指示）</li> <li>3 廃棄物等に係る許認可等に関すること</li> <li>4 公害関連法令等に係る許認可等に関すること</li> <li>5 し尿収集・処理等に関すること</li> <li>6 災害廃棄物等の処理に関すること</li> <li>7 災害時における一般廃棄物の処理に関すること</li> <li>8 大気汚染防止法の施行に関すること</li> <li>9 フロン排出抑制法等に係る登録等に関すること</li> <li>10 各種リサイクル法等に係る許認可等に関すること</li> <li>11 県管理地の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>12 現地災害対策本部事務局の業務の応援に関すること</li> </ol>
農政部	横須賀三浦地域 県政総合センター (農政部)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物等の被害調査及び農作物種苗、生産資材、家畜飼料等のあ っせんに関すること</li> <li>2 農地、用排水路等農業用施設の被害調査及び応急対策、復旧に関 すること</li> <li>3 家畜施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>4 木材等のあっせんに関すること</li> <li>5 治山等に係る応急対策及び林地等の被害調査に関すること</li> <li>6 土地改良施設の被害調査に関すること</li> <li>7 現地災害対策本部事務局の業務の応援に関すること</li> </ol>

## 11-2 神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター

### 災害対策に係る分掌事務及び配備要員

分 掌 事 務		配 備 要 員
班 名	主 な 業 務	
総括責任者	統括 指揮監督	所長
副総括責任者	総括責任者の補佐	副所長
調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当所への職員参集状況の把握、安否確認</li> <li>2 庁舎の被害状況の確認</li> <li>3 市内・周辺被害状況の情報収集</li> <li>4 体制整備 ※庁用車の配車調整、調整会議の設置、職員の活動体制の確保等を含む</li> <li>5 県（現地対策本部、医療救護本部）、市災害対策本部との連絡調整</li> <li>6 三浦市の要請による救護所の設置（調整会議に諮り決定）</li> <li>7 臨時避難所としての施設提供・運営協力</li> <li>8 県医療救護本部への支援要請の受伝達、不足物資補充</li> <li>9 地域災害医療対策会議の開催運営 ※県医療救護本部から救護班（医療チーム）の派遣を受けて開催 医薬品・血液製剤の供給等の要請等を含む。</li> </ol>	班長 管理企画課長 他 5名
情報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内医療機関の被災状況・稼働状況の情報収集 ※E M I Sへの代行入力等を含む</li> <li>2 支援要請情報の受伝達</li> <li>3 管内社会福祉施設の情報収集</li> <li>3 管内救護所・避難所の開設状況の情報収集 ※E M I Sへの代行入力等を含む</li> <li>4 管内福祉避難所等における高齢者・障害者等の要援護者に係る情報収集</li> <li>5 医療機関等の収集情報の整理・提供</li> <li>6 感染症対策関連情報、周産期救急医療情報の提供</li> <li>7 医療救護活動に係る情報交換等の実施</li> <li>8 環境衛生情報の集約・提供</li> </ol>	班長 保健福祉課長 他 5名
医療救護班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「災害時要援護者リスト（難病、小児慢性特定疾患等）」に基づく安否確認等</li> <li>2 救護所の運営及び応急手当</li> <li>3 避難所における被災住民への支援（保健活動）</li> <li>4 医療ボランティアの活動調整</li> </ol>	班長 保健予防課長 他 4名
感染症対策・生活衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症（防疫）対策</li> <li>2 水道対策（水道情報の収集、給水拠点での飲用指導）</li> <li>3 埋火葬対策（火葬場の被災・稼働状況の情報収集、遺体収容所の情報収集）</li> <li>4 入浴機会確保対策（管内浴場等の被災状況等の情報収集・情報提供）</li> <li>5 宿泊施設確保対策（管内旅館行施設等の被災状況等の情報収集・情報提供）</li> <li>6 動物保護対策（ペット等動物の保護に関する情報収集、連絡調整）生活衛生対策（水道対策、埋火葬対策、入浴機会確保対策、動物救護対策）</li> <li>7 食品衛生対策（避難所等の食品衛生関係の情報収集及び衛生指導、被災営業者への衛生指導、食中毒予防の広報啓発）</li> </ol>	班長 生活衛生課長 他 5名

## 11-3 神奈川県東部漁港事務所

### 神奈川県東部漁港事務所

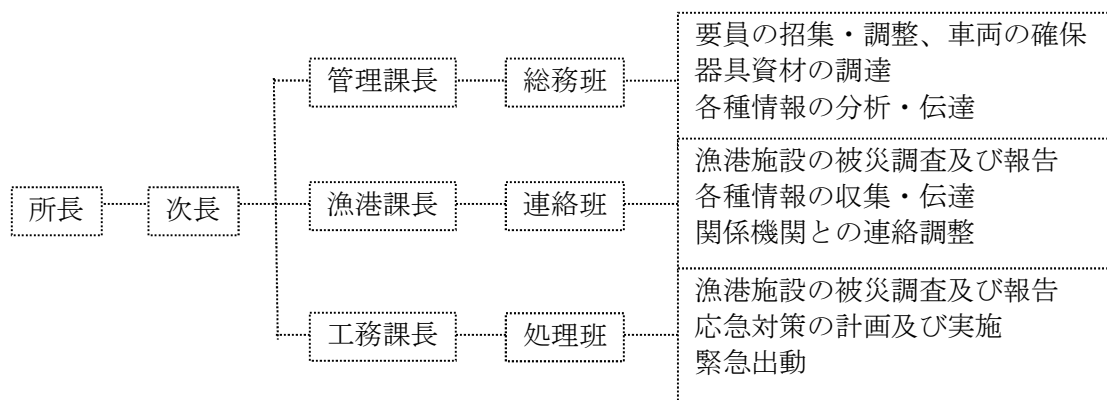
#### 1 目的

この計画は、県の配備編成計画に則り、防災事務及び災害応急対応活動の円滑化を期するために必要な事項を定め、漁港利用者及び庁舎利用者の安全確保と漁港施設及び庁舎の保全を図るとともに、機能的な災害対策を実施することを目的とする。

#### 2 区域

三崎漁港区域内の水域及び陸域並びに三浦水産合同庁舎とする。

#### 3 組織及び分担業務



#### 4 配備体制

##### (1) 地震・津波・火山災害

区分	体制	配置基準	参集職員
本部未設置	警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>三浦市震度4、かつ県内最大震度5弱以下の観測</li> <li>津波注意報の発表</li> <li>箱根山、富士山に関する火口周辺警報の発表</li> <li>伊豆東部火山群、伊豆大島、新島、神津島、三宅島に関する噴火警報の発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし (各自情報収集)</li> <li>三浦市震度4以上で協定業者によるパトロール実施</li> </ul>
	第1次応急体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>三浦市震度5弱、かつ県内最大震度5弱以下の観測</li> <li>津波警報の発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1次応急要員</li> </ul>
	第2次応急体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内最大震度5強の観測</li> <li>箱根山、富士山に関する噴火警報の発表</li> <li>協定業者によるパトロール等により所管施設に異常が確認されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次応急要員 (全職員)</li> </ul>



本部設置	第1次本部体制	・県内に大規模な災害が発生	・全職員
	第2次本部体制	・県内最大震度6弱以上の観測 ・大津波警報の発表 ・県内全域に大規模な災害が発生	・全職員

(2) 風水害その他の災害

区分	配備体制	配置基準	参集職員
本部未設置	警戒体制	・大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報の発表	・なし (各自情報収集)
	第1次応急体制	・平均風速が20m/s超の強風、大雪、暴風雪等により、城ヶ島大橋の通行を規制する可能性があるとき ・港内の油漏れ事故、交通事故、積雪、倒木処理等	・担当月配備要員
		・大雨、洪水、高潮警報が発表され、災害が拡大するおそれがあると安全防災局長が判断し、局の指示が出たとき	・第1次応急要員
本部設置	第1次本部体制	・大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。	・全職員
	第2次本部体制	・県内全域に大規模な災害が発生したとき	・全職員

(3) 東海地震対応

区分	配備体制	配置基準	参集職員
注意情報時対策本部未設置	警戒配備1 (警戒体制)	・東海地震調査情報(臨時)の発表	・なし ・ただし環境農政局の指示が出たときはその指示による。
注意情報時対策本部設置	警戒配備2 (第2次本部体制)	・東海地震注意情報の発表	・全職員

注意情報時 対策本部設 置	警戒配備3 〔第2次本部 体制〕	・東海地震予知情報の発表	・全職員
---------------------	------------------------	--------------	------

(4) 国民保護措置対応

区 分	配 備 体 制	配 置 基 準	参 集 職 員
事態認定前	非常配備体制	・事態認定につながる可能性がある事案が発生する恐れがあるとの情報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	・なし ・ただし環境農政局の指示が出たときはその指示による。
	危機管理対策本部体制	・国民保護対策本部設置（緊急対処事態対策本部）設置に準じた全局による対応を行う必要があるとき	・全職員
事態認定後	<本部未設置> 非常配備体制	・初動対応を行う必要があるとき（事態の状況等に応じ参集職員を決定）	・なし ・ただし環境農政局の指示が出たときはその指示による。
	<本部未設置> 危機管理対策本部体制	・国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部）設置に準じた対応を行う必要があるとき	・全職員
	<本部設置> 国民保護対策本部体制 （緊急対処事態対策本部体制）	・国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部）設置の通知を受けたとき	・全職員

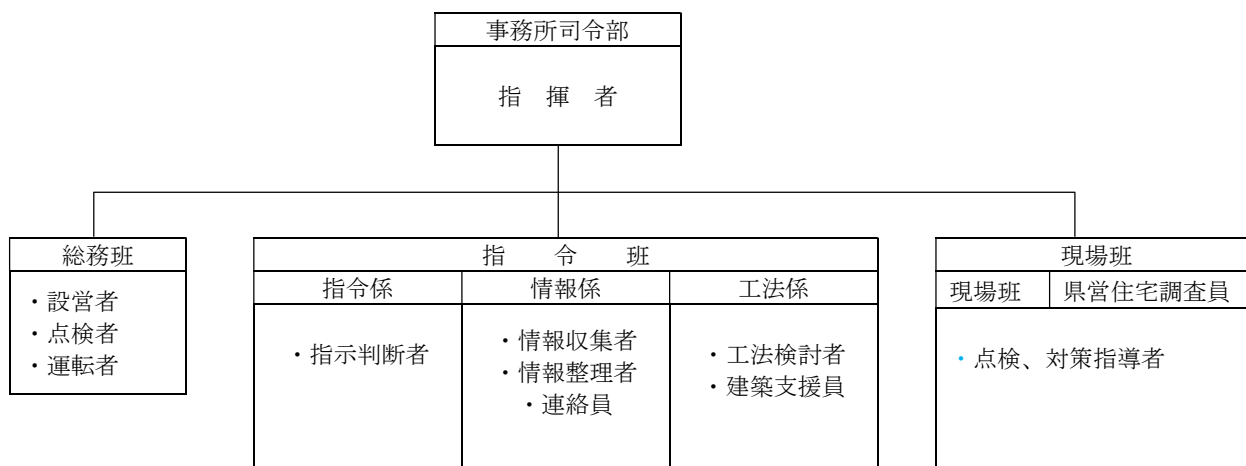
(5) 原子力災害

区 分	配 備 体 制	配 置 基 準	参 集 職 員
本部未設置	警戒体制	・モニタリングポストにおいて毎時1マイクロシーベルト以上の放射線量を検出したとき	・なし ・ただし環境農政局の指示が出たときはその指示による。
	第2次応急体制	・原子力事業者から特定事象発生の通報を受けたとき	・全職員

本部設置	第2次本部体制	・モニタリングポストにおいて毎時5マイクロシーベルト以上の放射線量を検出したとき	・全職員
------	---------	--	------

## 11-4 神奈川県横須賀土木事務所

### 1 横須賀土木事務所現地災害対策本部の組織



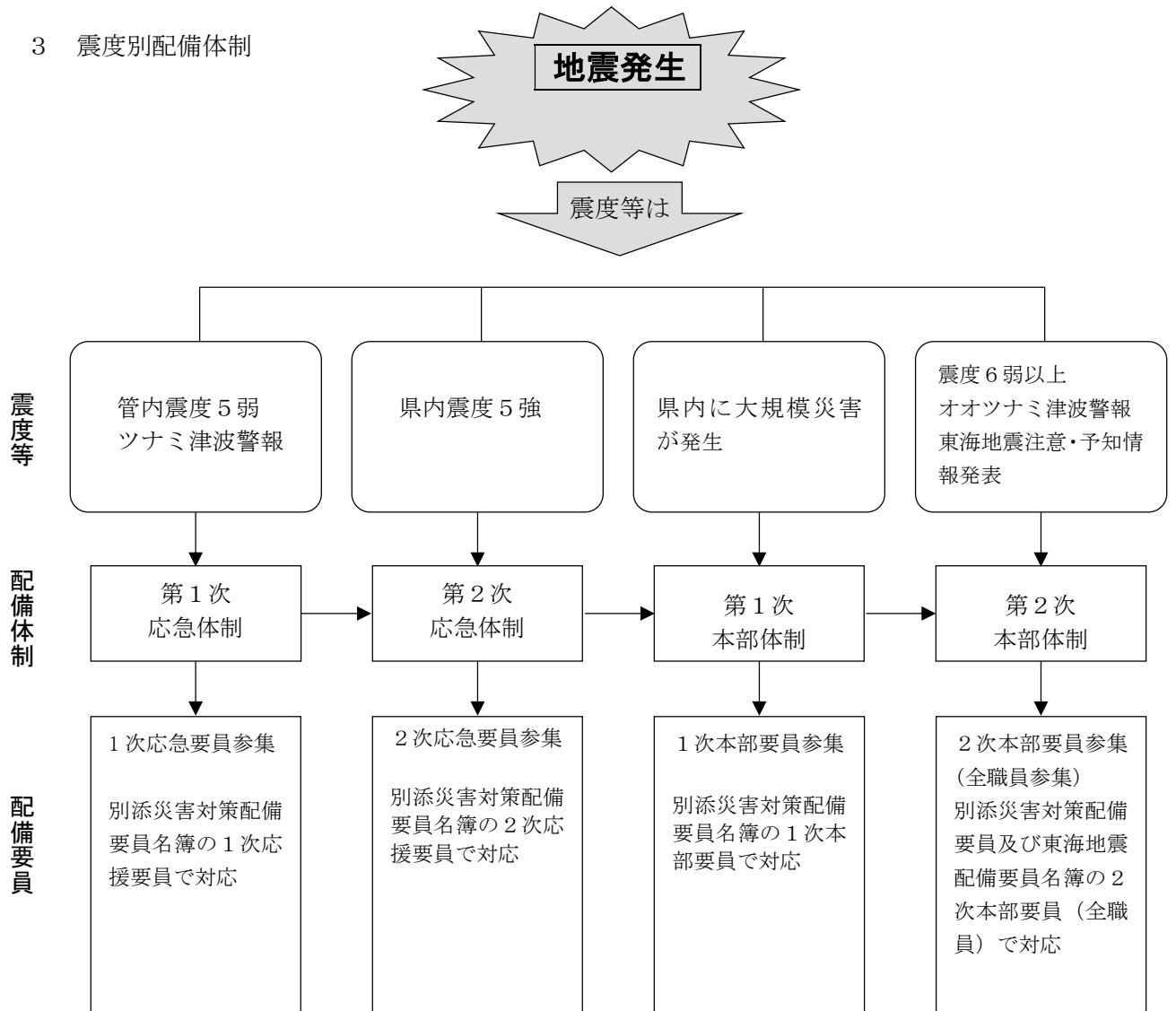
※ 建築支援員は、市町村支援に関する具体的役割が確立後に配置予定

2 災害対策非常配備及び地震警戒配備の担当業務及び配備要員

( ) 内は時間外配備

班 名	担 当 業 務		配 備 要 員			
			1次 応急	2次 応急	1次 本部	2次 本部
指令部	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務所の指揮・統括。</li> <li>災害対策本部県土整備部、横三地域県政総合C、市町村災害対策本部との協議。</li> </ul>		(1) 1名	(2) 2名	(2) 2名	(4) 2名
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>横須賀土木事務所現地災害対策本部の運営維持。</li> <li>職員の動員・緊急自動車等の確保。</li> <li>事務所建物等の設備の点検。</li> <li>災害応急復旧資機材の確保。</li> <li>災害対策事務の取りまとめ及びその他の班に属さない事項。</li> </ul>		(2) 2名	(4) 4名	(4) 4名	(12) 8名
指令班			(4) 4名	(18) 19名	(18) 19名	(28) 43名
指令係	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定締結建設団体・業者等への復旧指示。</li> <li>復旧等に対する措置判断、建設業協会への復旧の指示。</li> <li>現場班への出動の指示及び、措置状況の把握、調整。</li> <li>指令部の補助。</li> <li>警報等の発表。</li> </ul>			(2) 3名	(2) 3名	(3)3名
情報係	情報収集者	<ul style="list-style-type: none"> <li>土木施設（道路・河川・海岸・港湾・砂防・地すべり・急傾斜・公園・県営住宅）の災害及び対策情報の収集、取りまとめ。</li> <li>関係機関（市町村・警察・占有者・ボランティア等）からの情報収集。</li> </ul>		(4) 4名	(4) 4名	(6) 11名
	情報整理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記情報の整理。</li> </ul>		(4) 4名	(4) 4名	(5) 9名
	連絡員	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地対策本部県土整備部等への状況等報告。</li> <li>現地災害対策本部などへの連絡員の派遣。</li> <li>現場班への連絡調整。</li> </ul>		(4) 4名	(4) 4名	(5) 10名
工法係	工法検討者	(2) 2名		(2) 2名	(2) 2名	(5) 6名
	建築支援員	(2) 2名		(2) 2名	(2) 2名	(4) 4名
現場班	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送路等における障害物の除去。</li> <li>現地での調査、措置及び事務所への報告。</li> <li>災害対策及び応急復旧対策に関する現地指導。</li> </ul>		(2) 2名	(10) 10名	(10) 10名	(17) 28名
			(9) 9名	(34) 35名	(34) 35名	(61) 81名

### 3 震度別配備体制





## 11-5 神奈川県水産技術センターにおける漁業無線を利用した防災計画

### 1 目的

この計画は、災害発生時において漁船の安全を確保するため、通信施設の保全を図るとともに、地震、津波、台風、火災等により有線通信が不通又はその使用が著しく困難となった場合（以下、「非常事態」という。）において、漁業者、県民、隣接都県民等の生命、財産を災害から守り災害発生後の被害拡大を防ぐため、通信施設と通信技術を活用して、情報の収集及び伝達に努めることを目的とする。

### 2 対象

#### (1) 保全施設

水産技術センターの漁業指導用海岸局施設（以下「通信施設」という。）とする。

#### (2) 情報収集伝達区域

海上、県下全域及び隣接都県とする。

### 3 所掌

関係機関との連絡、通信施設の応急対策の実施、情報の収集伝達、非常通信体制の確立、通信施設の被災状況の調査報告。

### 4 配備活動体制

(1) 活動体制は、別表1「漁業無線を利用した防災計画フローチャート」によるものとする。

(2) 配備体制及び要員は、下記及び別表2「配備体制別配備要員」によるものとする。なお、船舶課長が不在の場合は、緊急参集した職員のうち、上席の者がその職務を代行する。

ア 第1次応急体制	県内最大震度5弱の観測 津波警報の発表 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報が発表され、災害が拡大するおそれがあるとき 安全防災局長が判断したとき
イ 第2次応急体制	県内最大震度5強の観測 箱根山、富士山に関する噴火警報の発表 原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けたとき
ウ 第1次本部体制	県内に大規模な災害が発生 大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、高潮警報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき
エ 第2次本部体制	県内最大震度6弱以上の観測 大津波警報の発表 県内全域に大規模な災害が発生 東海地震注意情報の発表又は予知情報の発表 モニタリングポストにおいて毎時5マイクロシーベルト以上の放射線量を検出したとき 非常事態(大規模災害により有線通信が不通又は著しく利用困難な事態)が発生した場合

(3) 非常事態が発生した場合（第2次本部体制）における活動体制は、通信施設の被災状況によって次の区分により対応する。

ア 通信施設が使用可能な場合（非常体制A）は、これらの通信施設等を使用して活動

する。

イ 通信施設が使用不可能な場合（非常体制B）は、県所有船を利用して活動する。

## 5 活動指標

### (1) 情報の収集・伝達

#### ア 非常事態に至っていない場合

(ア) 大規模地震・暴風雨等の警報及び関連情報等を収集し漁船へ伝達する。

(イ) 漁船及び各漁港の被害状況を収集し、漁船へ伝達する。

#### イ 非常事態（第2次本部体制）

(ア) 大規模地震・暴風雨等の警報及び関連情報等を収集し漁船へ伝達する。

(イ) 漁業無線を活用して漁船から次の情報を収集し、漁船、救助機関へ伝達す

る。

・人命の安全にかかわること

・漁船や各漁港の状況や被害に関すること

・その他災害、救援に関すること

(ウ) 必要に応じて、神奈川県災害対策本部（県水産課）、現地災害対策本部（横須賀三浦地域

県政総合センター）及び三浦市災害対策本部等へ情報を伝達する。

(エ) 情報の収集及び伝達経路は、別表3「情報の収集・伝達系統図」によるものとし、災害対策本部等との情報伝達には、防災行政通信網を使用するものとする。ただし、防災行政通信網が使用不能の場合は、他県漁業無線局等の非常通信協議会構成局による中継等、実行可能な手段で伝達する。

(2) 通信施設の保全を図る。

(3) 配備活動体制に応じて非常通信体制を確立する。

(4) 通信施設や活動の状況を報告する。

(5) 状況に応じて関係機関との連絡を確保する。

## 6 使用電波等

使用電波は、通常無線通信用のほか非常無線通信用の電波等適宜その状況による。また、船舶への情報等の放送は、別表4「防災情報等の放送電波」による。ただし、非常体制Bにあっては可能な限りこれに準ずる。

## 7 休日、夜間等の処置

勤務時間外、休日等において、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合は、神奈川県災害対策本部要綱第14条により、配備要員は直ちに緊急参集し、前各項に定める体制をとるものとする。

## 8 附則

この計画は平成22年8月20日から適用する。

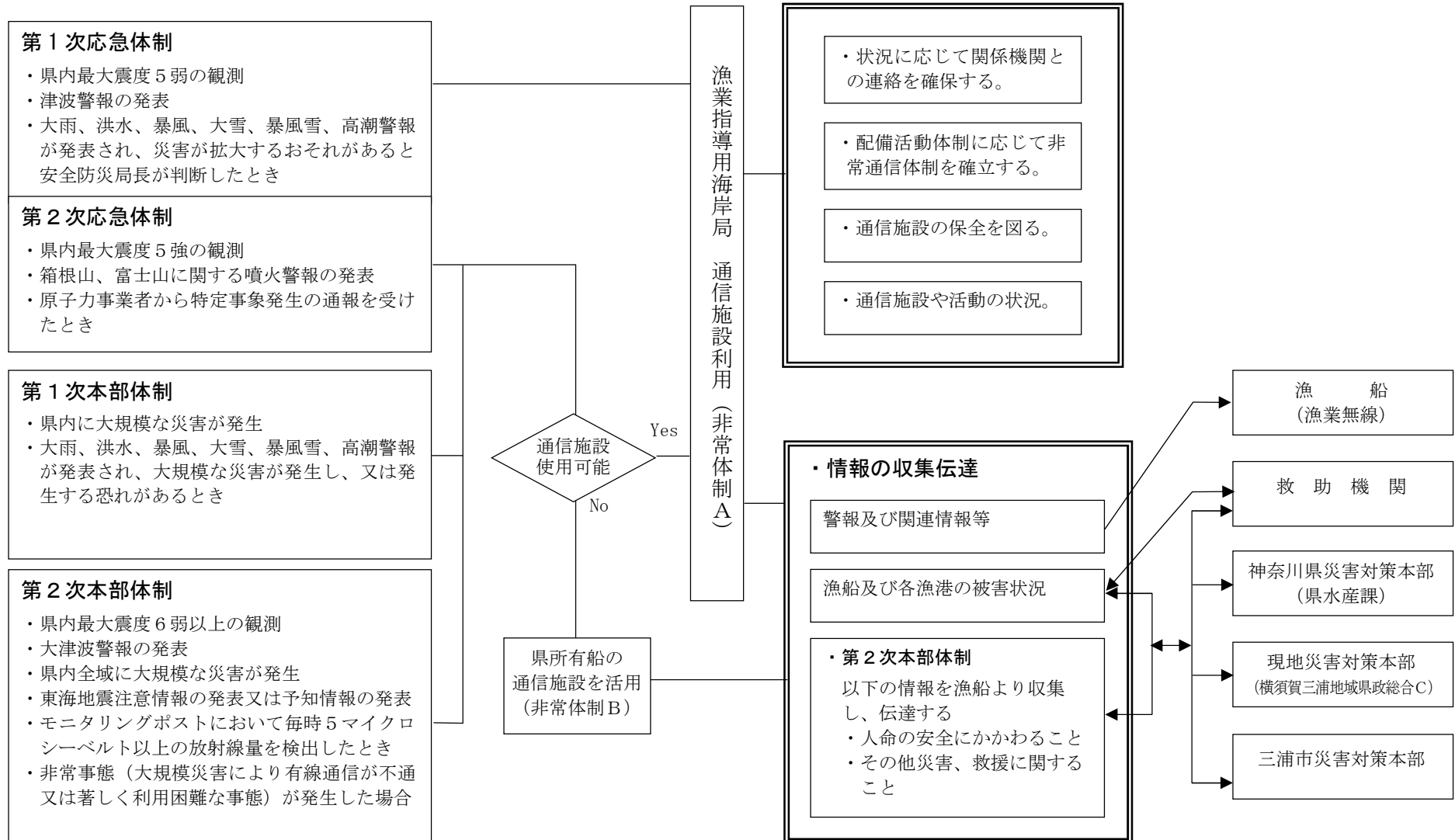
この計画は平成26年5月21日から適用する。

この計画は平成29年5月16日から適用する。

この計画は平成30年12月6日から適用する。

# 漁業無線を利用した防災フローチャート

(別表 1)



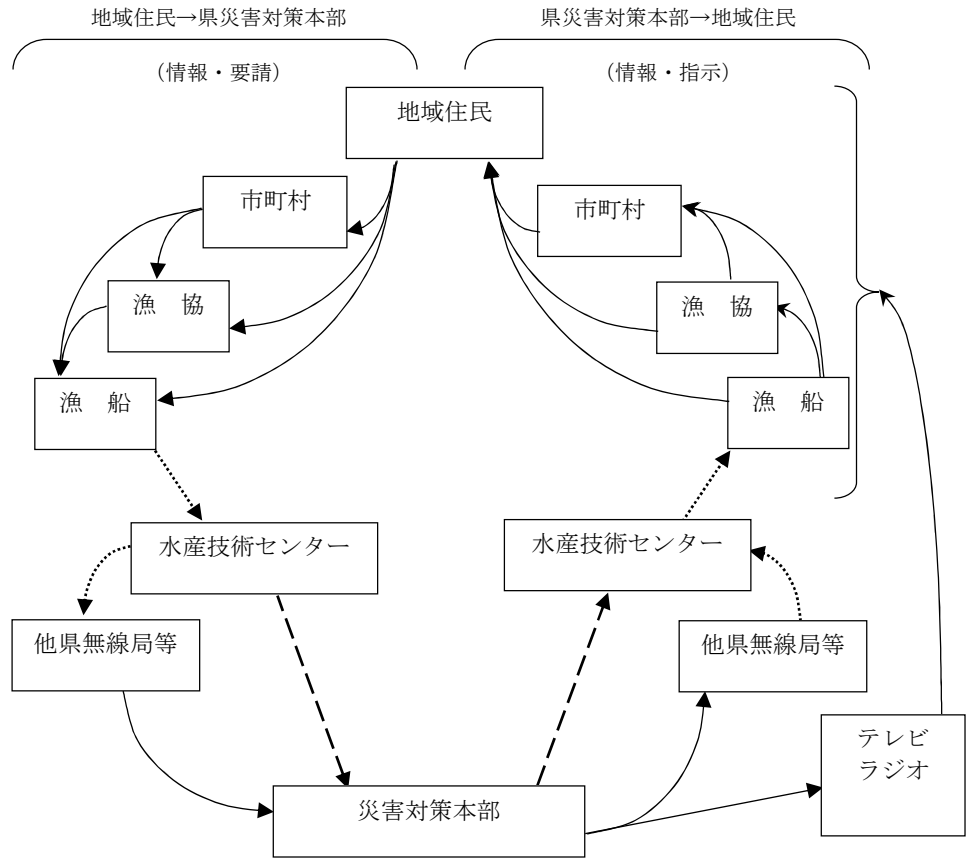
※ 非常体制Bにあつては、他県海岸局経由で情報伝達するものとします。

(別表2)  
 配備体制別配備要員

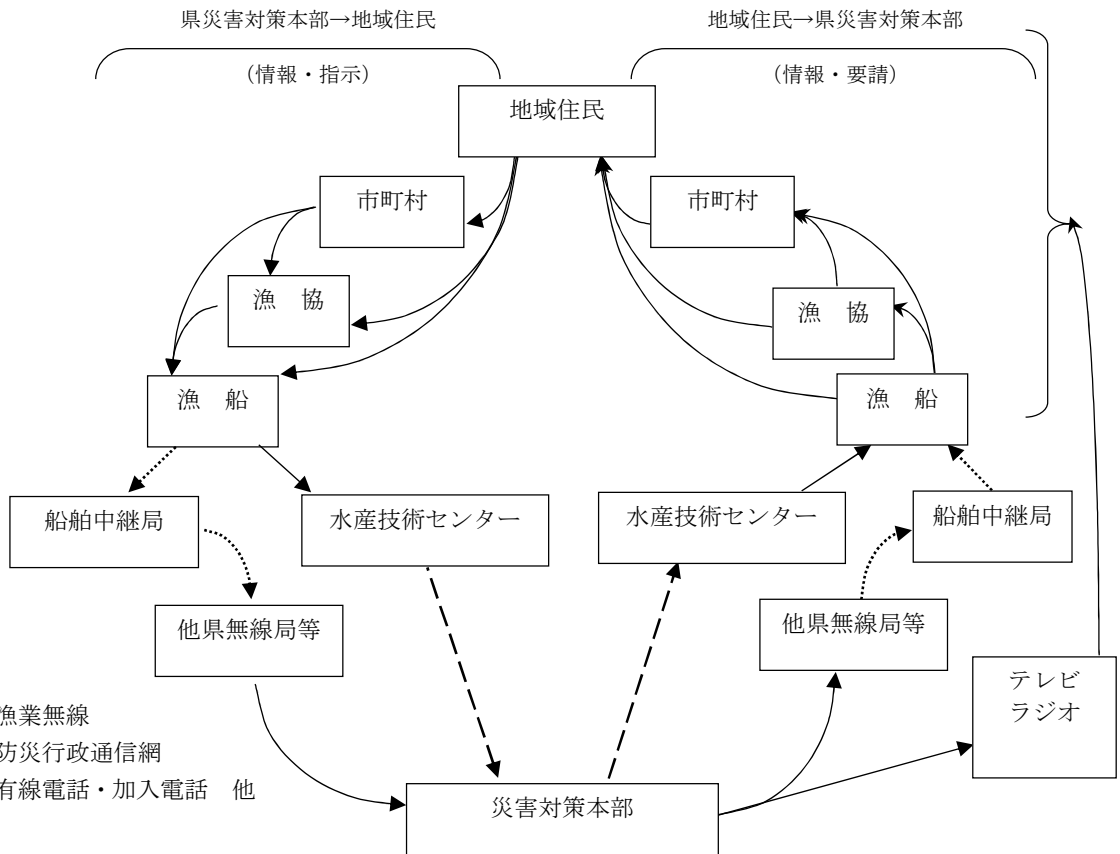
班 員 配 置 状 況			
第1次応急体制	第2次応急体制	第1次本部体制	第2次本部体制
職	職	職	職
	主 査	船舶課長 副 技 幹 主 査	船舶課長 副 技 幹 副 技 幹 主 査 主 査 技 師 技 師 技 師
計 0人 (うち2時間以内 0人)	計 1人 (うち2時間以内 1人)	計 3人 (うち2時間以内 3人)	計 8人 (うち2時間以内 4人)

情報の収集・伝達系統図

非常体制A  
漁業無線の施設が  
使用できる場合



非常体制B  
漁業無線の施設が  
使用できない場合



- ..... 漁業無線
- 防災行政通信網
- 有線電話・加入電話 他

(別表 4)

### 防災情報等の放送電波

同じ情報を、下表の電波を切り替えて放送する。

#### 1回目

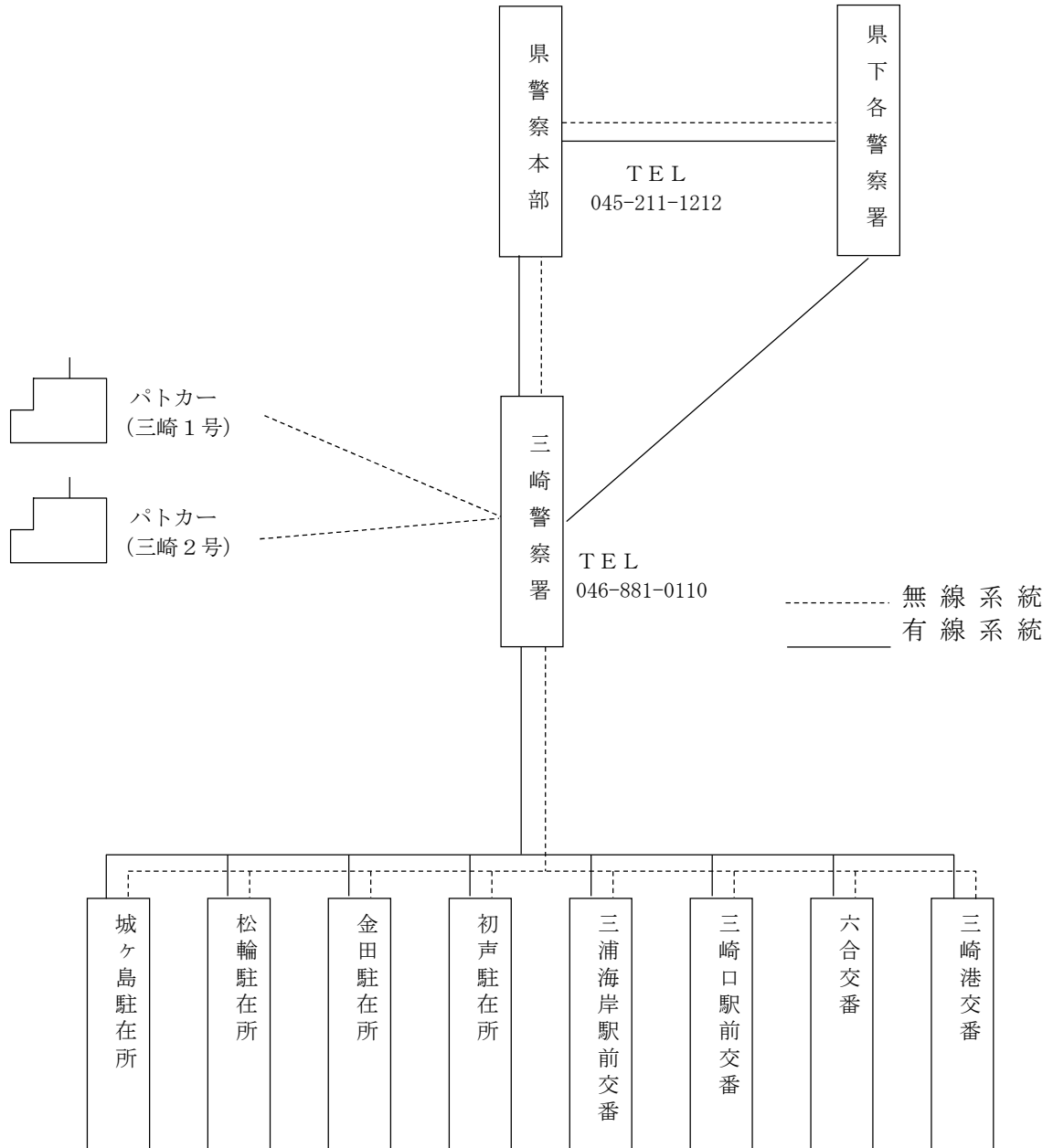
周波数帯	電波の型式	周波数
中短波帯	J 3 E	中短波帯の運用周波数、割当てのない時間帯は欠射。
26/27 MHz	J 3 E	27,454.5 kHz
	A 3 E	27,884 kHz 27,572 kHz
40 MHz	A 3 E	Ch. 111 (39.088 MHz) (セルコール一斉呼出し (0101) 送出)

#### 2回目

周波数帯	電波の型式	周波数
中短波帯	J 3 E	中短波帯の運用周波数、割当てのない時間帯は欠射。
26/27 MHz	J 3 E	27,402.5 kHz
	A 3 E	27,828 kHz 26,768 kHz

# 11-6 三崎警察署

## 三崎警察の通信系統



# 様式一覧

## ○被害状況調査等様式

- ・様式第1号 住家・非住家等被害調査表 . . . . . P 139
- ・様式第2号 市有建物被害調査表 . . . . . P 140
- ・様式第3号 その他の被害状況調査表 . . . . . P 141
- ・様式第4号 人的被害状況調査表 . . . . . P 142
- ・様式第5号 行方不明者捜索届出書 . . . . . P 143
- ・様式第6号 死体処理台帳 . . . . . P 144
- ・様式第7号 埋葬台帳 . . . . . P 145
- ・様式第8号 避難所設置及び収容状況 . . . . . P 146
- ・様式第9号 避難所収容者名簿報告書 . . . . . P 147

## ○被害報告様式

- ・第1号様式 (火災) . . . . . P 148
- ・第2号様式 (特定の事故) . . . . . P 149
- ・第3号様式 (救急・救助事故等) . . . . . P 150
- ・第4号様式 (その1) . . . . . P 151
- ・第4号様式 (その2) . . . . . P 152



番号	
----	--

## 被害状況調査等様式

### 様式第1号 住家・非住家等被害調査表

調査年月日		令和 年 月 日	受信時刻	月 日 時 分
調査員氏名		所 属 課		
被 災 場 所		三浦市 番 号	T E L	( )
世帯主(事業主)氏名		生年月日	年 月 日生	
世帯人員(従業員)数		計 人(男 人、女 人)		
人 的 被 害		1 有 2 無 *有の場合は人的被害調査表様式第4号を作成		
建物の種別 (階数)	区分	1 住家 2 非住家 3 その他		
	構造・面積	造 建 葺 延 m <sup>2</sup>		
	1 一戸建 ( )	2 連戸建 ( )	3 共同住宅 ( )	4 店舗 ( )
	5 店併住宅 ( )	6 事務所 ( )	7 工場 ( )	8 倉庫 ( )
	9 物置 ( )	10 車庫 ( )	11 その他	
	所有者住所			
所有者氏名		T E L	( )	
被害程度	区 分	1 床下浸水 2 床上浸水 3 倒壊 4 流失 5 損壊 6 がけ崩れ 7 火災 8 その他		
		1 全壊 2 半壊 3 一部 4 浸水( cm・m <sup>2</sup> ) 5 その他( )		
	道路・交通等障害	1 有 2 無		
避 難 状 況		1 有 2 無 *有の場合は避難状況・救護所開設状況様式を作成		
要望事項	1 ごみ処理	2 汲取り	3 消毒	備 考
	4 生活物資	5 応急資材	6 その他	

様式第2号 市有建物被害調査表

調査年月日	令和 年 月 日	調査員氏名		所属課	
-------	----------	-------	--	-----	--

区分 施設名	調査時刻 時 分	建物の被害状況			内部の状況		施設内の人的被害 (有の場合第4号様式作成)		
		損壊の程度	傾き	窓・壁の破損	避難所等の 使用の可否	左の 内容	死者	負傷者	措置
1		全・半・一部	1 有 2 無		可・一部可・不可		名	名	
2		全・半・一部	1 有 2 無				名	名	
3		全・半・一部	1 有 2 無				名	名	
4		全・半・一部	1 有 2 無				名	名	
5		全・半・一部	1 有 2 無				名	名	
6		全・半・一部	1 有 2 無				名	名	

様式第3号 その他の被害状況調査表

調査年月日	令和 年 月 日	調査員氏名		所属課	
-------	----------	-------	--	-----	--

被害種別	1	田畑	2	道路	3	橋りょう
	4	ガス	5	鉄道	6	がけ崩れ
	7	電気	8	水道	9	防潮堤等
	10	電話	11	その他 ( )		

	被害種別	発生日時	発生場所	被害状況	復旧見積額
1		月 時 日 分	三浦市 番 号		千円
2		月 時 日 分	三浦市 番 号		千円
3		月 時 日 分	三浦市 番 号		千円
4		月 時 日 分	三浦市 番 号		千円
5		月 時 日 分	三浦市 番 号		千円
6		月 時 日 分	三浦市 番 号		千円

様式第4号 人的被害状況調査表

調査年月日	令和 年 月 日	調査員氏名		所属課	
-------	----------	-------	--	-----	--

	発生日時	死傷の程度	性別	住所・氏名等	原因	収容先	応急手当の有無	備考
1	月 時 日 分	1 死亡 2 重傷 3 中等症 4 軽症 5 不明者	1 男 2 女	住所 氏名 生年月日 ( 歳) 職業			1 有 2 無	
2	月 時 日 分	1 死亡 2 重傷 3 中等症 4 軽症 5 不明者	1 男 2 女	住所 氏名 生年月日 ( 歳) 職業			1 有 2 無	
3	月 時 日 分	1 死亡 2 重傷 3 中等症 4 軽症 5 不明者	1 男 2 女	住所 氏名 生年月日 ( 歳) 職業			1 有 2 無	
4	月 時 日 分	1 死亡 2 重傷 3 中等症 4 軽症 5 不明者	1 男 2 女	住所 氏名 生年月日 ( 歳) 職業			1 有 2 無	
5	月 時 日 分	1 死亡 2 重傷 3 中等症 4 軽症 5 不明者	1 男 2 女	住所 氏名 生年月日 ( 歳) 職業			1 有 2 無	

様式第5号 行方不明者搜索届出書

届出者 住 所  
氏 名  
電 話 ( )

不明者	本 籍			
	現住所			
氏 名				
性別・年齢	性 別	男	女	年 齢
身 長	c m			
着 衣				
特 徴 (具体的に)				

上記の通り届出します。

令和 年 月 日

市災害対策本部長 殿  
(市 長)

様式第6号 死体処理台帳

処理年月日	死体発見の 日時及び場所	死亡者の 氏名	遺 族		洗浄等の処理			死体の 一時 保存料	検案料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 との関係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式第7号 埋葬台帳

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行ったもの		埋葬費				備考
		氏名	年齢	氏名	死亡者との関係	棺(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入する。  
 2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式第 8 号 避難所設置及び収容状況

令和 年 月 日

市災害対策本部長 殿  
(市長)

所在地 \_\_\_\_\_  
 名称 \_\_\_\_\_  
 管理者 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

	施設名称	別種	開設期間	実人員 (延)	物品使用状況		備考
					品名	数量	
			月 日 ~ 月 日	( )			
			月 日 ~ 月 日	( )			
			月 日 ~ 月 日	( )			
			月 日 ~ 月 日	( )			
			月 日 ~ 月 日	( )			
			月 日 ~ 月 日	( )			
			月 日 ~ 月 日	( )			
			月 日 ~ 月 日	( )			

- 1 種別とは、1 既存建物、2 野外仮設、3 天幕の別に番号を記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目名、使用料を記入すること。
- 3 他の市町村の住民を収容したときは、住所、氏名及び収容期間を備考欄に記入すること。





## 被害報告様式

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村(消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時		月 日 時 分 (月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由	
	負傷者	重症 中等症 軽症	人 人 人			
建物の概要	構造階層		建築面積		m <sup>2</sup>	
			延べ面積		m <sup>2</sup>	
焼損程度	焼損程度	全棟 半棟 部 棟 ぼ 棟	焼 焼 分 焼 や	計棟	建物焼損床面積	
					m <sup>2</sup>	
				焼損面積	建物焼損表面積	
						m <sup>2</sup>
				林野焼損面積		a
り災世帯数			世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他		台	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故  
2 危険物等に係る事故  
3 原子力施設等に係る事故  
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイアウト 第一種、第一種、第二種、 その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	( 月 日 時 分)	鎮火時間 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ( )	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人		
		重症	人 ( 人)		
		中等症	人 ( 人)		
		軽症	人 ( 人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部 (署)	台 人	
			消防団	台 人	
			海上保安庁	人	
			自衛隊	人	
	その他	人			
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村(消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故災害種別	1 救急事故    2 救助事故    3 武力攻撃災害    4 緊急対処事態																		
発生場所																			
発生日時 (覚知日時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>覚知方法</td> </tr> <tr> <td>( 月 日 時 分 )</td> <td></td> </tr> </table>	月 日 時 分	覚知方法	( 月 日 時 分 )															
月 日 時 分	覚知方法																		
( 月 日 時 分 )																			
事故等の概要																			
死 傷 者	<table border="1"> <tr> <td>死者(性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人( 人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重症</td> <td>人( 人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中等症</td> <td>人( 人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽症</td> <td>人( 人)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td></td> <td>人</td> </tr> </table>	死者(性別・年齢)	負傷者等	人( 人)		重症	人( 人)		中等症	人( 人)		軽症	人( 人)	計		人	不明		人
死者(性別・年齢)	負傷者等	人( 人)																	
	重症	人( 人)																	
	中等症	人( 人)																	
	軽症	人( 人)																	
計		人																	
不明		人																	
救助活動の要否																			
要救助者数(見込)	救 助 人 員																		
消防・救急・救助 活動状況																			
災害対策本部 等の設置状況																			
その他参考事項																			

(注) 負傷者欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)



